

## 国民健康保険税の納め方

### 普通徴収

現金または口座振替により納付いただくもの。(納期は8期あります)

### 特別徴収

特別徴収対象被保険者(注1)をすべて満たす方)の年金の支払時に、国保税を差し引かせていただくもの。(申し出により口座振替に変更できません)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普通徴収						
特別徴収	仮徴収					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収						
特別徴収	本徴収					

(注1)

世帯主が国保に加入している。世帯内の国保加入者が65歳から74歳までである。

年額18万円以上の年金を受給している。

国民健康保険税と介護保険料

の合算額が年金額の1/2を超えない。

## 国民健康保険税の滞納について

国保税を滞納すると次のような措置がとられます。

納付期限を過ぎると督促を受けたり、延滞金が増加される場合があります。

さらに滞納が続くと通常の保険証を返却し、有効期間の短い短期被保険者証(1)が交付されます。

納期限から1年が過ぎると短期被保険者証の代わりに、被保険者資格証明書(2)が交付される場合があります。かつた医療費はいったん全額自己負担となります。

納期限から1年半が過ぎると療養費・高額療養費・葬祭費などの国民健康保険の給付が全部、または一部が差し止められます。

それでも納付がない場合は、差し止められた保険給付から滞納している国保税に充てられる場合があります。

### 1 短期被保険者証

国民健康保険の給付を受けることはできませんが、短期間の使用期限が定められており、保険

証の交付を役場窓口で受けることとなります。

### 2 被保険者資格証明書

国民健康保険の被保険者の資格があることを証明するだけで、保険証のような効力はありません。

## 加入・脱退には

### 届け出が必要ですよ

加入の届出が遅れると、その間の医療費が全額自己負担になり、国保税についてはさかのぼって納める必要があります。

また、職場の健康保険に加入した時など、国民健康保険を脱退する時も手続きが必要となります。届け出が遅れると、本来支払う必要のない国保税が課税されてしまいます。

加入している健康保険に異動があった場合は、14日以内に届出をお願いします。

65歳未満で国保に加入している人のうち、厚生年金や共済年金に20年以上、もしくは40歳以降に10年以上加入して年金を受給している方は、「退職者医療制度」で医療を受けることとなります。医療機関受診時の自己負担割合は一般の国保と同様です。

該当する方は、年金証書を持つ参のうえ手続きをお願いします。

	こんな時は手続きを	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	勤務先の健康保険をやめた時	印鑑、勤務先の健康保険をやめた証明書
	勤務先の健康保険の被扶養者でなくなった時	印鑑、被扶養者でなくなった事が分かる証明書
	子どもが産まれた時	印鑑、保険証、母子手帳
	生活保護を受けなくなった時	印鑑、保護廃止決定通知
国保をやめるとき	他の市町村に転出する時	印鑑、保険証
	勤務先の健康保険に加入した時	印鑑、国民健康保険と勤務先の健康保険の両方の保険証
	勤務先の健康保険の被扶養者になった時	
	死亡した時	印鑑、保険証(世帯主死亡の場合は世帯全員の保険証)、死亡を証明するもの
	生活保護を受け始めた時	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	退職者医療制度の対象となった時	印鑑、保険証、厚生・共済年金証書
	町内で住所が変わった時	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わった時	印鑑、保険証

お問い合わせ

町民税務課(資格)町民G(国保)税務G

☎ ☎  
(84) 1966  
1966